平成２６年（フ）第１５７号
長崎県東彼杵郡波佐見町長野郷252番地４
鴻ノ巣ハイツ２Ｆ４号室
債務者　吉村由利子
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
愛知県豊橋市菰口町５丁目56番地２　102
債務者　田中　勇
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２０７号
愛知県田原市堀切町鳥屋道46番地
債務者　小久保拓馬
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第８４号
札幌市豊平区月寒東５条10丁目３番７号
破産者　株式会社芹川工務店
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５５号
東京都羽村市羽中２丁目19番３号ハイツ浜中Ｃ
破産者　福井　道子
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９１９号
名古屋市中区錦３丁目11番25号
破産者　株式会社Ｈｅａｌｔｈｙ　Ｓｗｅｅｔ
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１８号
広島市安芸区船越南５丁目１番１号
破産者　東果広島青果株式会社
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山884番地３
破産者　株式会社シブヤ
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２９９号
岐阜県羽島市竹鼻町丸の内６丁目32番地１、従前住所岐阜県羽島市竹鼻町2941番地２
破産者　小塚　光義
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６８号
広島県呉市広駅前１丁目２番１号
破産者　有限会社日松堂
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６６３０号
大阪市中央区島町１丁目４番７号604号
破産者　株式会社エヌ・ブラッド
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８０８号
兵庫県川西市大和東１丁目98番地の17
破産者　名和　道紀
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４４号
仙台市宮城野区鶴ケ谷東２丁目27番15号
破産者　藤岡　建治
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
秋田県大仙市南外字湯ノ又６番地４
破産者　亀井　義浩
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第２４号
愛知県田原市野田町西郷29番地
破産者　山田　伸佳
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１６４８号
大阪市城東区関目６丁目14番Ｂ―112号
破産者　柳田　幸子
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９３号
大阪府松原市立部２丁目210番地
破産者　多田　晶博
1　決定年月日　平成26年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９号
青森市千刈１丁目16番１号　サポートホーム千刈
破産者　工藤　昭男
法定代理人成年後見人　粕谷　豊
1　決定年月日　平成26年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係